

# 介護職員等特定処遇改善加算算定について

## ○介護職員等特定処遇改善加算取得状況

→介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

## ○加算配分

→グループ基準

Aグループ 経験・技能のある介護職員 ・ ・ 介護福祉士として当法人勤続  
10年以上

Bグループ その他の介護職員 ・ ・ ・ ・ 資格問わず、勤務年数問わず

Cグループ その他の職員 ・ ・ ・ ・ 介護職員以外の職種

→グループ比率

Aグループ：Bグループ：Cグループ = 2：1：0.5

## ○処遇改善に関する具体的な取組内容

→職場環境等要件

資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す職員に対する実務者研修受講支援や喀痰吸引、認知症ケアなど研修受講支援

労働環境

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター制度等導入

その他

- ・障がいをもつ者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮